

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.57

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

消費者教育啓発キャンペーン“知ってる”チカラがみんなを守る！

PRキャラクター決定！

北海道からの受託事業の一環として北海道消費者協会が、募集を行っていた消費者教育啓発キャンペーンPRキャラクターについてこのほど審査の結果優秀作品が決定し、9月4日に開催された北海道消費者大会で発表・表彰されました。今年度、道内各地で消費者教育啓発のキャンペーンを実施するにあたり、より効果を上げるため、PRキャラクターの公募が6月から2ヶ月間、北海道在住の一般消費者を対象に行われました。

優秀作品に選ばれたのは2点、酒井俊輔さん(札幌市在住)の「かしこしか」、中田小百合さん(札幌市在住)の「ちえ子さん」です。

ほかに審査員特別賞として、小学校1年生の北田伊岐君と小学校3年生の北田汐李さんのご姉弟と、チームで制作を行った釧路湖陵高等学校文芸部の皆さんが、取り組みの姿勢を評価され受賞しました。優秀作品をキャラクターとして使用した啓発資材を作成し今後10月～11月の間道内各地でキャンペーンが展開されます。

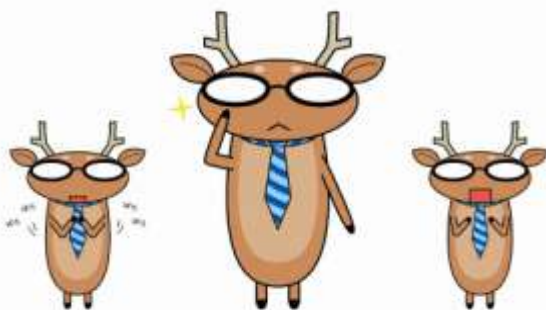
(キャラクターについてのお問合せ(一社)北海道消費者協会教育啓発G 011-221-4217)

PRキャラクターは本事業受託者である(一社)北海道消費者協会ウェブサイトでご紹介しています。

<http://www.syouhisya.or.jp/>



かしこしか



北海道の消費啓発に使命を感じ、立ち上がった賢い鹿。よりよい行動を実践した人をあたたかく讃えたり、ときには愛のある厳しい叱咤を送って消費者を導きます。座右の銘は「鹿を追う者は山を見ず」。

ちえ子さん



何でも知ってる「ちえ子さん」。マイバッグの中には“ハテナ”を持っています。いざという時に「ちょっと待って」と、“ハテナ”を差し出して、立ち止まって考える時間を与えてくれます。「ちえ子さん」の知ってるチカラでみんなを守ります。

北海道立消費生活センターと札幌弁護士会は、共同で特別相談を実施します。

特別相談「訪問販売・買い取りトラブル110番」

ご相談は無料です。相談員と弁護士と一緒に話を伺います。お気軽にお電話ください！



イラスト提供・神奈川県 2013

受付日時:平成25年10月19日(土) 10:00~15:00

特設電話:011-231-7301(当日のみ)

ここ数年事業者が消費者の自宅等へ訪問し、強引に物品の購入を行う訪問買い取りについて、多数の相談が寄せられています。相談内容は自動車や貴金属の買い取りなどのトラブルが多い傾向にあります。

買い取りに関するトラブルについて全国的にも同じ状況で、貴金属や着物の買い取りについて独立行政法人国民生活センターでも注意喚起を行っています。

こうした状況に対処するため、訪問買い取り(訪問購入)について規制する改正特定商取引法が、平成25年2月21日に施行されたところです。

また、訪問販売などについても、かねてより高齢者から相談が多く寄せられ、なかには二次被害、三次被害といったケースもみられ看過できない状況にあります。

このような事態をふまえ、訪問販売、買い取りに関するトラブルの現状を把握するとともに、被害の未然防止と救済を目的として、北海道立消費生活センターと札幌弁護士会が共同で特別相談を実施するものです。

※相談は無料ですが、通話料のみご負担ください。なお、上記特設電話は受付当日のみ利用できます。

※特別相談は北海道立消費生活センターくらしの教室で実施します。

北海道立消費生活センター

指定管理者：一般社団法人北海道消費者協会

所在地 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

相談専用電話 050-7505-0999 (受付時間：平日9:00~16:30、土・日・祝日・年末年始休)

代表電話 011-221-0110 FAX 011-221-4210 URL <http://www.do-syouthi-c.jp/>

主催：北海道立消費生活センター、札幌弁護士会

(参考資料)

1. 買い取りに関する相談で寄せられた商品・役務(上位)

順位	2010年度	件数	2011年度	件数	2012年度	件数	順位
1位	自動車	31件	自動車	42件	自動車	25件	1位
2位	アクセサリー	11件	アクセサリー	32件	アクセサリー	8件	2位
3位	役務その他	6件	商品一般	12件	商品一般	3件	3位

※統計は「全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET)」による。(以下同じ)

2. 訪問販売に関する相談で寄せられた商品・役務(上位)

順位	2010年度	件数	2011年度	件数	2012年度	件数	順位
1位	工事・建築・加工	71件	工事・建築・加工	64件	工事・建築・加工	86件	1位
2位	レンタル・リース・貸借	68件	書籍・印刷物	45件	書籍・印刷物	54件	2位
3位	書籍・印刷物	52件	放送・コンテンツ等	37件	レンタル・リース・貸借	26件	3位

3. 相談事例

事例① 強引にアクセサリーを買い取られたが、返してほしい…

「不要な衣類はないか」と電話の後、家に来てもらった。業者2人は、用意していた服は要らないと言い、室内を物色して指輪などのアクセサリー、ハンドバッグ、切手、記念硬貨、ワインの瓶などを3万円で買い取った。領収書には11品目23点とあるが、もっとたくさん品物を持っていかれ、数が合わない。8日目に業者に連絡をして、クーリングオフしたが、買い取られた品物の3分の2が戻ってこなかった。アクセサリーだけでも返してほしい。(60歳代 女性)

事例② 中古車の売却契約後、修復歴を理由に契約解除され違約金を請求されて…

自宅に軽自動車の査定に来てもらい、85万円で売却する契約をした。2日後、業者から「修復跡が見つかったが、申告していないので70万円の買取額に変更になる」と言われた。衝突事故で車の後部を修復したことがあったため、査定時に修復歴有りとして申告しようとしたら、担当者からその程度であれば申告しなくて良いと言われたと反論したが、業者は認めなかった。解約を希望したら、虚偽申告があったので、業者側から契約解除をされると言われ、車の運搬費用、検査費用など3万円を請求された。(20歳代 男性)

事例③ 訪問販売で布団を次々契約させられ、生活困難になって…

大手寝具メーカーを名乗って3つの業者が次々自宅にやって来て、注文もしていないのに布団類を次々置いて行った。お金がないと言うと、銀行に連れていかれ定期預金を解約し払うように言われ、言われるままに全部で150万円位、渡してしまった。3社からたくさん布団を購入したが、持って行かれた布団もあり詳しい内容はよく覚えていない。手元に業者の連絡先がなく、どこにも連絡ができない。一人暮らしなのに、購入した布団のうち4組が残っているが布団は必要ない。返金してほしい。(90歳代 女性)

見守り 新鮮情報

第173号

A社から「**ダイヤモンド**の会社(B社)から**封筒**が送られてきていないか」と電話があり、「あなたしか買えないので、**代わりに買って**くれたら**倍額で買う**」と提案された。しばらくしてB社から電話があり、**150万円**分購入することにし、指示されたとおり**宅配便**で品名に「**金属類**」と書いて**現金を送った**。その後、A社から「**100万円**分上乗せしてほしい」と電話があり、娘にお金を借りに行ったところ、「**だまされている**」と言われた。後日、**ダイヤモンド3石**が送られてきたので、質屋で見てもらったが「**値が付くものではない**」とのことだった。お金を取り返したい。(契約者：80歳代 女性)



今度はダイヤモンド! 買え買え詐欺にご注意

ひとこと助言

- 販売業者が提供する商品や権利等を別業者が「高く買い取る」などと言って契約させようとする「買え買え詐欺」において、最近では、ダイヤモンドの購入を持ちかけるケースが報告されています。
- 「買え買え詐欺」では、実際に買い取り等が行われたケースは確認されておらず、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- 勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。早めにきっぱり断りましょう。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じてかけ直すようにする方法も有効です。
- トラブルに遭っている人のほとんどが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

きっぱり
断わって!



見守るくん